

科学技術振興対策特別委員会議録第九号

昭和三十三年三月二日(土曜日)
午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 菅野和太郎君
理事 赤澤 正道君 理事 齋藤 憲三君
理事 中曾根康弘君 理事 前田 正男君
理事 志村 茂治君
小坂善太郎君 小平 久雄君
須磨彌吉郎君 平野 三郎君
岡本 隆一君 田中 武夫君
滝井 義高君

出席國務大臣

國務大臣 宇田 耕一君

出席政府委員

総理府事務官 (科学技術庁長官官房長) 原田 久君
総理府事務官 (科学技術庁企画調整局長) 鈴江 康平君
総理府事務官 (科学技術庁原子力局長) 佐々木義武君
総理府技官(科学技術庁調査普及局長) 三輪 大作君

委員外の出席者

科学技術庁次長 篠原 登君

本日の會議に付した案件
参考人出席要求に関する件
日本科学技術情報センター法案(内閣提出第六二二号)

○菅野委員長 これより會議を開きます。
日本科学技術情報センター法案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴

取することといたします。宇田國務大臣。

日本科学技術情報センター法案
日本科学技術情報センター法

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 役員及び職員(第十一—第二十一条)
- 第三章 業務(第二十二条—第二十四条)
- 第四章 財務及び会計(第二十五条—第三十五条)
- 第五章 監督(第三十六条—第三十七条)
- 第六章 雑則(第三十八条—第四十一条)
- 第七章 罰則(第四十二条—第四十四条)

附則

第一章 総則

第一条 日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に関する中枢的機関として内外の科学技術情報を迅速かつ適確に提供することにより、わが国における科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「科学技術情報」とは、自然科学を基礎とする技術に関する情報をいい、当該技術に直接関係する自然科学に関する情報を含むものとする。

(法人格)
第三条 日本科学技術情報センター(以下「情報センター」という。)は、法人とする。

(事務所)
第四条 情報センターは、主たる事務所を東京都に置く。
2 情報センターは、必要な地に從たる事務所を置くことができる。(資本金)
第五条 情報センターの資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、予算の範囲内において、情報センターに対し出資することができる。
3 情報センターは、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(出資証券)
第六条 情報センターは、出資に対して出資証券を発行する。
2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。

(定款)
第七条 情報センターは、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び會議に関する事項
六 業務及びその執行に関する事項

七 會計に関する事項
八 公告に関する事項
九 定款の変更に関する事項
2 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)
第八条 情報センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)
第九条 情報センターでないものは、日本科学技術情報センターという名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、情報センターについて準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)
第十一条 情報センターに、役員として、理事長一人、常務理事一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)
第十二条 理事長は、情報センターを代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、定款で定めるところにより、情報センターを代表し、理事長を補佐して情報センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して情報センターの業務を掌理し、理事長及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び常務理事が欠員のときはその職務を行う。
4 監事は、情報センターの業務を監査する。

(役員(の)任命)
第十三条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。
2 常務理事及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(役員(の)任期)
第十四条 理事長、常務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員(の)任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。

(役員(の)欠格事項)
第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
一

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

（役員）

第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反があるとき

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（役員）
第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代理人の選任）
第十九条 理事長及び常務理事は、理事又は情報センターの職員のうちから、情報センターの業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）
第二十条 情報センターの職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）
第二十一条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
（業務の範囲）
第二十二条 情報センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 内外の科学技術情報を収集すること

二 内外の科学技術情報を分類し、整理し、及び保管すること

三 内外の科学技術情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること

四 前各号に掲げる業務を妨げない範囲内において、情報センターが保管する内外の科学技術情報を閲覧させること

は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（業務の方法）
第二十三条 情報センターは、業務開始の際、業務の方法を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法に定めるべき事項は、総理府令で定める。

（関係機関との協力）
第二十四条 情報センターは、その業務を行うに際しては、できる限り、国立国会図書館その他の関係機関の文獻及び資料の利用を図るほか、関係機関と緊密に協力しなければならない。

第四章 財務及び会計
（事業年度）
第二十五条 情報センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）
第二十六条 情報センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）
第二十七条 情報センターは、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで完了しなければならない。

（財務諸表）
第二十八条 情報センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を

作成し、決算完結後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 情報センターは、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

（書類の送付）
第二十九条 情報センターは、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に關する書類又は財務諸表を、情報センターに出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）
第三十条 情報センターは、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額を積み立てなければならない。

2 情報センターは、前項の規定による積立を行った後、なお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれその出資額に応じて分配することができる。

3 情報センターは、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）
第三十一条 情報センターは、短期借入金をする場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（補助金）
第三十二条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、情報センターに對し第二十二條第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）
第三十三条 情報センターは、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

（財産の処分等の制限）
第三十四条 情報センターは、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（総理府令への委任）
第三十五条 この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、情報センターの財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十六條 情報センターは、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、情報センターに対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十七條 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、情報センターに対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして情報センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(関係行政機関の長の協力)

第三十八條 関係行政機関の長は、情報センターの行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

(解散)

第三十九條 情報センターの解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十條 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に対し委任することができる。

一 第七條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第一項、第二十六條並びに第三十一條第一項及び第二項ただし書の規定による認可

二 第二十八條第一項の規定による承認

三 第三十七條第一項の規定による報告及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十一條 内閣総理大臣(前条の規定により科学技術庁長官に委任された場合には、科学技術庁長官)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五條第三項、第二十三條第一項、第二十六條、第三十一條第一項及び第二項ただし書並びに第三十四條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十三條第二項、第三十四條及び第三十五條の規定により総理府令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第四十二條 第三十七條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした情報センターの役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした情報センターの役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣(第四十條の規定により科学技術庁長官に委任された場合には、科学技術庁長官)の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十六條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第九條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(情報センターの設立)

第二條 内閣総理大臣は、第十三條第一項の例により、情報センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、情報センターの成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、情報センターの設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し情報センターに対する出資を募集しなければならない。

6 設立委員は、前項の募集が終了したときは、内閣総理大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

7 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込を求めなければならない。

8 設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

9 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

10 情報センターは、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第三條 第九條の規定は、この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターに類似する名称を使用している者で、この法律の施行後三月以内に科学技術庁長官の許可を受けたものには適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターという名称又はこれに類似する名称を使用している者(前項の許可を受けた者を除く)は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第九條の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第四條 情報センターの最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第五條 情報センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六條中「事業年度開始前」とあるのは、「情報センターの成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録税法の改正)

第六條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本原子力研究所」の下に、「日本科学技術情報センター」を、「日本原子力研究所法」の下に、「日本科学技術情報センター法」を加える。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第七條 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。

六 日本科学技術情報センターに関すること。

○宇田国務大臣 日本科学技術情報センター法案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

現今、世界各国における経済の発展と生活水準の向上に対し、科学技術の

飛躍的發展と、これを媒介とする技術革新とが重要な原動力となつてゐることは、注目すべきところであり、かかる趨勢におきまして、わが国における科学技術の進歩を一段と推進するためには、急激に増大しつつある内外の科学技術情報を迅速かつ適確に収集し、これを学界、産業界等各般の需要にこたえて提供する必要があるものでありまして、その具体的施策がごとくに各方面から要望されているところであり、従来、わが国におきましては、科学技術に関する研究とその成果の工業化等生産への導入の基礎をなす科学技術情報は、それぞれ学界あるいは産業界の努力により収集されていたのでありますが、個々の研究者や企業体のみならず網羅的に収集するには、情報量はあまりには膨大であり、また、収集せられた情報は、各分野に分散されてゐて、有機的関連に欠け、十分活用されないで、その一部は死蔵されるという状況であります。科学技術の振興政策の一環としての科学技術情報活動の推進という国家的観点から見ますと、これは大きな損失であり、科学技術情報を総合的に収集し、蓄積し、これを必要に応じて各方面に提供することが緊要であり、国立、公立、民間の試験研究機関における研究調査の効率化を促進し、産業における生産活動の合理化に資する等、その期待される効果も非常に大きいものと考へる次第であります。先進諸外国におきましても、科学技術情報活動の重要性にかんがみて、国家機関ないしこれに準ずる機関を設けてその任務の遂行に当らして、昨年五月科学技術庁の発足以来、

鋭意検討を重ねて参りましたが、今般成案を得ましたので、ここに、内外の科学技術情報の収集提供を推進する中核的機関として、日本科学技術情報センターを設立する運びとなつた次第であります。以上が日本科学技術情報センター法案の提案理由でございます。以下、本法案の内容の概要につきまして、重点的に御説明申し上げます。第一に、本センターの基本的性格についてであります。科学技術の振興は、政府の重要な政策として取り上げられてゐるところであり、その具体的施策の一つとして、内外の最新の科学技術情報を迅速に収集して研究と生産の関係方面へ提供することの重要性は、前述した通りであります。わが国の科学技術の現況におきましては、情報活動を個々の学界あるいは民間産業界の努力にのみ期待するのでは、先進諸外国の水準に伍していく上には不十分であり、政府みずから推進すべきものであると考へております。ただ、科学技術情報が民間産業界等に対するサービスとして極力利用せられますれば、民間において受ける利益も少くないということになりまして、かかる観点から、民間からも資金上の協力を得まして、半官半民の特殊法人の形で発足することとした次第であります。第二に、本センターの業務といたしましては、内外の科学技術情報の収集、分類、整理、保管と、これを定期的にまた随時速報の形で、関係方面に對しあるいは個々の依頼に応じて提供することが主要なものでございまして、その他依頼による特殊の調査と保管情報の閲覧業務等もできるようにと

考へております。ここで業務として取り扱う科学技術情報の範囲といたしましては、第二条の定義に規定されておりますように、自然科学的な技術に関するものを中心とし、これに密接に関連する範囲での自然科学そのものに関する情報も考慮いたしております。なお、本センターがこれらの業務を行うに當りましては、国立国会図書館を初め関係各機関との緊密な協力をはかることとし、他方、関係行政機関は本センターに對し協力するという規定を設けております。第三に、本センターの組織と運営についてであります。理事長、常務理事、理事、監事と一般の職員により構成されるものとし、役員については内閣総理大臣の任命または認可によることになつております。初年度は上記役員四人程度を含め約六〇人の人員と、資本金として政府出資四千万円及びおおよそ同額の民間出資の規模において発足し、業務の運営に要する経費としては、政府の補助金三千万円と民間産業界からの寄付とによりまかなう予定であります。第四に、本センターに對する行政的監督といたしまして、毎事業年度の予算、事業計画、財産目録その他の財務諸表、業務方法書等に関し内閣総理大臣の認可を要することとし、また、必要に応じ、報告徴収立入り検査その他一般的監督権限を内閣総理大臣に付与することにより、本センターの行う科学技術情報の収集が特定分野ないし部門に偏するとか、提供が不公平にならないとか、その趣旨に反することがないよう、公共の性格を保持する所存であります。

第五に、本センター運営に関するものもろの認可、承認その他監督につきまして、行政事務の簡素化の見地から、比較的軽微なもの、定型的に処理し得るもの等は、内閣総理大臣の権限を科学技術庁長官に委任する旨の規定を設けております。以上、日本科学技術情報センター法案の概要について御説明申し上げます。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。○菅野委員長 これにて政府当局の説明は終了しました。本案に對する質疑は後日に譲ることとしたしまして、この際お諮りいたします。すなわち、本案につきまして参考人より意見を聴取いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。○菅野委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。なお、参考人よりの意見聴取の日時、参考人の人選等につきましては委員長に一任を願ひます。次に、お諮りいたします。すなわち、科学技術教育に関する問題につきまして、科学技術審議会教育部長丹羽周夫君を参考人と決定し、その意見を聴取いたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。○菅野委員長 御異議なければ、さう決定いたします。次会は来たる五日、午前十時より開会いたします。これにて散会いたします。午前十時三十八分散会